

令和2年度における児童虐待相談等の状況について（速報値）

令和3年7月29日
 京都府健康福祉部
 家庭支援課
 (075-414-4592)
 障害者支援課
 (075-414-4595)

京都府では、府内児童相談所（京都市を除く3箇所※）における令和2年度の児童の虐待相談・対応の状況について取りまとめましたのでお知らせします。

※家庭支援総合センター、宇治児童相談所、福知山児童相談所

◆ 児童虐待相談の状況

○ 相談受理件数（令和2年度中に児童相談所が通告を受け付けた件数）

2,448件（前年度より99件減 前年度比96.1%）

年度	28	29	30	31/元	2
府内3児相合計 （前年度比）	1,502 (134.1%)	1,663 (110.7%)	2,104 (126.5%)	2,547 (121.1%)	2,448 (96.1%)

▶ 上半期はほぼ横ばいだが、下半期に入って警察等からの通告が減少したことにより、年度を通して見ると減少した（上半期：1,317件 前年度比103.6%、下半期：1,131件 前年度比88.6%）

【上半期】コロナ禍における外出自粛により、スマートフォンの使用時間をめぐってなど、家庭での過ごし方について軽微な相談が見られた

【下半期】学校再開などで日常生活が徐々に戻ってきたことにより、子どもの面前での暴力（面前DV）といった警察や近隣・知人からの心理的虐待通告が減少した

○ 通告経路

- ① 警察 1,281件（前年度より50件減 前年度比96.2% 構成率52.3%）
 ② 近隣・知人 258件（前年度より79件減 前年度比76.6% 構成率10.5%）
 ③ 市町村 237件（前年度より10件増 前年度比104.4% 構成率9.7%）

▶ 例年と同じく警察からの通告が過半数以上を占め、次いで近隣・知人が多い

▶ 市町村との虐待対応共通マニュアルの作成など連携強化が進み、市町村からの送致や援助依頼が増加傾向にある

○ 虐待の種類

- ① 心理的虐待 1,439件（前年度より103件減 前年度比93.3% 構成率58.8%）
 ② 身体的虐待 507件（前年度より11件減 前年度比97.9% 構成率20.7%）
 ③ ネグレクト 475件（前年度より5件増 前年度比101% 構成率19.4%）

▶ 例年と同じく心理的虐待通告が過半数以上を占め、次いで身体的虐待通告、ネグレクトが多い

▶ 子どもの面前での暴力（面前DV）による心理的虐待通告が前年度から大きく減少した

○ 主たる虐待者

- ① 実母 1,249件（前年度より49件減 前年度比96.2% 構成率51.0%）
 ② 実父 1,018件（前年度より1件減 前年度比99.9% 構成率41.6%）

▶ 子どもの面前での暴力（面前DV）による心理的虐待通告の割合が多いことから、虐待者が実親となるケースが多い



◆ 児童虐待相談受理件数の内訳

(1) 相談受理件数の年次推移

	30	31/元	2
家庭支援総合センター	517	526	585
南部家庭支援センター (宇治児童相談所)	1,045	1,357	1,262
北部家庭支援センター (福知山児童相談所)	542	664	601
合計	2,104	2,547	2,448

(2) 経路別受理状況

	家族	親戚	近隣 知人	児童 本人	市町村	児童 委員	保健所	医療 機関	児童 福祉 施設	警察	学校等	その他		合計
												きょうだい 受理		
30	91	47	242	15	220	0	2	33	9	1,007	32	406	182	2,104
31/元	98	57	337	16	227	1	0	27	9	1,331	33	411	215	2,547
2	91	43	258	16	237	1	1	20	14	1,281	34	452	214	2,448
構成率	3.7%	1.7%	10.5%	0.6%	9.7%	0.1%	0.1%	0.8%	0.6%	52.3%	1.4%	18.5%		100%

(3) 主たる虐待者

	実父	実父以外父親	実母	実母以外母親	その他	合計
30	899	151	1,013	8	33	2,104
31/元	1,019	175	1,298	2	53	2,547
2	1,018	103	1,249	46	32	2,448
構成率	41.6%	4.2%	51.0%	1.9%	1.3%	100%

(4) 虐待の種類

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	合計
30	471	48	354	1,231	2,104
31/元	518	17	470	1,542	2,547
2	507	27	475	1,439	2,448
構成率	20.7%	1.1%	19.4%	58.8%	100%

(5) 年齢別虐待内容別分類

	0～2歳	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生他	合計
身体的虐待	82	112	159	91	63	507
性的虐待	3	2	8	7	7	27
ネグレクト	84	107	175	73	36	475
心理的虐待	316	314	453	220	136	1,439
合計	485	535	795	391	242	2,448



◆ **相談対応件数**（令和2年度中に児童相談所が援助方針を決定した件数）

2, 474件（前年度より243件増 前年度比110.9%）

※相談を受理してから調査や関係機関との調整を行っている件数は含まない

◆ **被措置児童等虐待の状況**（社会的養護関係施設などに入所してる児童等に対する虐待のこと）

○ **被措置児童等虐待の事実があったと認定した件数（通告受理件数）**

1件（0件）

○ **事案の概要**

施設種別	社会的養護関係施設
被害を受けた児童	16歳女児
虐待を行った職員	保育士

○ **府が講じた措置の内容**

調査方法	法人代表者、施設管理者、当該職員、同日勤務の職員、児童本人への聴取及び状況を撮影した映像の確認
------	---

結論 判断の理由	心理的虐待を認める（指導の際、当該児童の寝具を廊下に蹴り放り出したもの） 施設が提示した映像により確認し、当該職員から通告内容についての事実を聴取したため
-------------	--

措置内容	以下の点について改善計画の策定を指示 ① 職員の権利擁護に対する意識改革について 権利擁護の再認識に向けた指導の徹底、被措置児童についての知識の再確認 ② 組織としての虐待防止に対する体制強化について 指導の振り返りの場の設定、職員へのフォロー体制の確立
------	---



◆ 本府における児童虐待施策の主な取組

【平成20年度～令和元年度(主なもの抜粋)】 ※丸数字は年度

- ▶ 「要保護児童対策地域協議会」の府内全市町村での設置^⑳
市町村における関係機関のネットワークの整備により連携した対応を推進
- ▶ 「家庭支援総合センター」の開設^㉑
児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所を統合し、家庭問題に総合的に対応する体制を整備 ※市町村支援や研修による資質の向上を機能として位置付け
- ▶ 「児童虐待防止アドバイザー市町村支援事業」の開始^㉒
市町村(要保護児童対策地域協議会)の困難ケース等への助言を行うため、学識経験者等の派遣を実施
- ▶ 「宇治児童相談所京田辺支所」の開設^㉓
京都府南部地域において、よりきめ細やかな子どもの相談体制を整備し、身近な地域で児童虐待事案や子どもに関する相談に迅速に対応するために開設
- ▶ 「保護者指導プログラム」の実施^㉔
虐待する(おそれのある)保護者への指導プログラムを開始(府内北部地域まで拡大^㉕)
- ▶ 児童相談所における夜間休日の相談体制の強化^㉖
児童相談所全国共通ダイヤル「189」の運用開始に伴い、夜間休日に電話対応を行う電話相談員を家庭支援総合センターに配置
- ▶ 子育てピアサポートセンターの設置^㉗
子育て世代を支援する子育てピアサポートセンターを設置、母子保健との連携により、児童虐待の発生子防・早期発見
- ▶ 「子ども虐待対応マニュアル」による府児童相談所と市町村等の関係機関連携の強化^㉘
虐待対応における対応の方法や、関係機関との役割分担について整理することで、相互の連携強化
- ▶ 京都府警と情報共有に関する協定を締結^㉙
虐待の早期発見と重篤化に対応するため、京都府・京都市・京都府警の3者で協定を締結し、情報共有の体制を強化
- ▶ 「赤ちゃん応援隊」活動への助成^㉚
地域の子育て経験者などが乳児のいる家庭を訪問し、見守り支援を行う体制を整備することで、子育て家庭の孤立化を防ぎ地域の子育て力を向上

【令和2年度】

- ▶ 「児童虐待・DV防止連携推進員」の配置
児童虐待とDVが絡み重篤化することを未然に防止するため、市町村などより一層の連携強化を担う職員を各家庭支援センターに3名配置
- ▶ 福知山児童相談所の改修工事完了(7月6日)
隣接する河川の拡幅工事に伴い、平成31年4月から改修工事を実施。一時保護所を全面改築し、男女別エリア化や間仕切り設置による個室化等、一時保護機能を強化
- ▶ 「児童虐待防止強化対策検討会」の設置
児童虐待の防止強化に関し幅広く検討を行うことを目的として、令和2年10月に検討会を設置し、強化対策について検討(令和3年度も検討を継続中)

【令和3年度】

- ▶ 児童相談所への児童福祉司等の増員
平成29年度から計画的に増員し、5年間で児童福祉司と心理判定員あわせて28名(③9名増員)の大幅な増員
- ▶ 要保護児童等に関する情報共有システム(国整備)の稼働に伴う府システムの改修
転居ケース等における対応の効率的・効果的な実施に向けたシステムを整備

